

「特定非営利活動促進法による読替え後の民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に関する条例」について

1 制定の理由

電子政府の実現のための法整備の一環として、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(以下「電子文書法」という。)が平成17年4月に施行され、民間事業者等が法律の規定により義務付けられた書面等の保存、作成及び縦覧等について、電磁的記録により実施すること(以下「電子文書化」という。)が可能となった。

この度、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により義務付けられた書面等の保存、作成及び縦覧等の電子文書化を図るため、同法に係る電子文書法施行条例を制定し、平成19年3月13日に施行した。

個別法律に基づく行政手続

「電子文書法」の適用

電子文書化の具体的手法は、主務省令で定める。(電子文書法第3条等)

【特定非営利活動促進法の特例規定】

知事が所轄庁であるNPO法人についての、特定非営利活動促進法に基づく書面の保存等(事業報告書等の作成、保存等)に関する電子文書化の具体的手法は、「条例」で定める。(特定非営利活動促進法第44条の3)

2 条例の概要

(1) 電磁的記録による保存、作成及び縦覧等の範囲

次の手続について、電子文書化が可能となる。

電子文書化の対象となる手続

- ・ NPO法人の設立時の財産目録及び社員名簿の作成及び保存
- ・ 毎事業年度終了後の事業報告書等の作成、保存及び縦覧等
- ・ 合併前の各NPO法人の貸借対照表の作成及び保存

(2) 電磁的記録による保存、作成及び縦覧等の方法

- ・ 保存方法 磁気ディスク等に記録した電磁的記録を保存する方法等とし、NPO法人の使用に係る電子計算機の映像面に直ちに明りょうに表示できるものであること。
- ・ 作成方法 磁気ディスク等に記録する方法
- ・ 縦覧等方法 NPO法人の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法等

《参 考》

電磁的記録による保存、作成及び縦覧等が可能となる書面の保存等

- ・ NPO法人の設立時の財産目録及び社員名簿の作成及び保存
- ・ 毎事業年度終了後の事業報告書等の作成、保存及び縦覧等
- ・ 合併前の各NPO法人の財産目録及び貸借対照表の作成及び保存